


安全データシート

1. 化学品及び会社情報	
化学品の名称	Disulfiram
コンポーネント名	
商品コード	CAB社 商品コード:FD22545
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	OTH0195V04 (2024/4/1)
2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)	
化学品のGHS分類	
健康有害性	皮膚感作性 区分1 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(神経系、腎臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(神経系、心血管系、甲状腺、消化管、肝臓) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。
GHSラベル要素 絵表示	
注意喚起語	危険
危険有害性情報	H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い H370 臓器の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
注意書き 安全対策	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352) ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314) 皮膚刺激又は発しんが生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。(P333+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P362+P364) 施錠して保管すること。(P405)
応急措置	内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)
保管 廃棄	
他の危険有害性 重要な徴候及び想定される非常 事態の概要	
3. 組成及び成分情報	
化学物質・混合物の区別	単一製品
化学名又は一般名	テトラエチルチウラムジスルフィド<ビス(ジエチルチオカルバモイル)ジスルフィド>

CAS番号	97-77-8
濃度又は濃度範囲	100%
化学式	C10H20N2S4
化審法官報公示番号	(2)-1820
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	経口摂取: 錯乱、頭痛、吐き気、嘔吐。
応急措置をする者の保護	状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	本物質にはアルコール忌避作用があるため、いずれの場合にもアルコールを含有する飲み物を与えてはならない。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素。
使ってはならない消火剤	棒状注水。
特有の危険有害性	火災によって刺激性及び毒性のガスを発生するおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。 大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 関係者以外の立入りを禁止する。 低地から離れ、風上に留まる。
環境に対する注意事項	周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	こぼれた物質を、ふた付きの容器内に掃き入れる。湿らせてもよい場合は、粉じんを避けるために湿らせてから掃き入れる。 残留分を注意深く集め、安全な場所に移す。 危険でなければ漏れを止める。
二次災害の防止策	プラスチックシートで覆いをし、粉じんの散乱を防ぐ。 全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

<p>接触回避 衛生対策</p> <p>保管 安全な保管条件</p> <p>安全な容器包装材料</p>	<p>熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。 密閉系、粉じん防爆型電気設備及び照明。 粉じんの堆積、帯電を防ぐこと。 粉じん、煙、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 容器は丁寧に取扱い、取付け作業等では漏えいに注意する。 使用後はバルブを完全に閉め、口金キャップを取り付け、保護キャップを付ける。 「10. 安定性及び反応性」を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 取扱後は眼と手をよく洗うこと。</p> <p>容器を密閉して、換気の良い場所で保管すること。 強酸化剤から離しておくこと。 施錠して保管すること。 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。</p>
---	--

8. ばく露防止及び保護措置

<p>管理濃度 許容濃度(産衛学会) 許容濃度(ACGIH) 設備対策</p> <p>保護具 呼吸用保護具 手の保護具 眼、顔面の保護具</p> <p>皮膚及び身体の保護具</p>	<p>未設定 未設定 TWA 2mg/m³, STEL - 取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。</p> <p>適切な呼吸器保護具を着用すること。 適切な保護手袋を着用すること。 適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。 適切な保護衣、保護面を着用すること。必要に応じて個人用の空気中濃度に応じた粒子用フィルター付マスクを着用すること。</p>
--	---

9. 物理的及び化学的性質

<p>物理状態 色 臭い 融点/凝固点 沸点又は初留点及び沸騰範囲 可燃性 爆発下限界及び上限界/可燃 限界 引火点 自然発火点 分解温度 pH 動粘性率 溶解度 n-オクタノール/水分分配係数 (log値) 蒸気圧 密度及び/又は相対密度 相対ガス密度 粒子特性</p>	<p>固体(結晶) 無色～黄白色 無臭 70～72℃ 117℃ データなし データなし データなし データなし データなし データなし 水: 4.09mg/L(25℃)(実測値)、水: 0.02g/100mL log Pow = 3.88(実測値)、log Pow = 3.9 0.00000661mmHg(25℃)(推測値) 1.3g/cm³ データなし データなし</p>
--	---

10. 安定性及び反応性

<p>反応性 化学的安定性 危険有害反応可能性</p>	<p>強酸化剤と激しく反応する。 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。 粉末や顆粒状で空気と混合すると、粉じん爆発の可能性がある。</p>
-------------------------------------	--

避けるべき条件	加熱や燃焼により分解し、一酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物などの有害なガスを生じる。
混触危険物質	高温、加熱
使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物	データなし
その他	一酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物などの有害なガス 銅を侵す。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

【分類根拠】

(1)～(6)より、区分4が1件、区分外(国連分類基準区分5)が3件、区分外が2件該当する。件数の多い区分外(国連分類基準区分5)とした。

【根拠データ】

- (1)ラットのLD50 = 8,600mg/kg (ACGIH 7th(2001)、NTPTR166(1979))
- (2)ラットのLD50 = 4,573mg/kg(雌) (NICNASIMAP Acc.Jun(2018))
- (3)ラットのLD50 = >5,200mg/kg(雄) (NICNASIMAP Acc.Jun(2018))
- (4)ラットのLD50 = 1,300mg/kg (DFGOT vol.5(1993))
- (5)ラットのLD50 = 2,500mg/kg (DFGOT vol.5(1993))
- (6)ラットのLD50 = 3,100mg/kg (DFGOT vol.5(1993))

経皮

【分類根拠】

(1)より、区分外とした。

【根拠データ】

- (1)ウサギのLD50 = >2,000mg/kg (NICNASIMAP Acc.Jun(2018))

吸入(蒸気)

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。なお、蒸気圧は0.116Pa(Howard(1997)、推定値)で、わずかに昇華性がある。

皮膚腐食性／刺激性

【分類根拠】

皮膚刺激性を示さないとする証拠(1)～(4)より、区分外とした。

【根拠データ】

- (1)製造事業所の労働者へのばく露により酪酐様の影響がみられたものの、皮膚への刺激は発汗時に一般的にみられるものでもあり、全体の9%にしか微小な皮膚刺激性がみられず、ばく露量も特定できなかったとの報告がある(ACGIH 7th(2001))。
- (2)ウサギの皮膚刺激性試験(OECDTG404相当、n = 6)で4時間適用したところ、PII(皮膚一次刺激指数)は0.13(最大8)だったとの報告がある(NICNASIMAP Acc.Jun(2018)、REACH登録情報 Acc.Jun(2018))。
- (3)ウサギの皮膚刺激性試験(OECDTG404相当、GLP準拠)で本物質を24時間適用したところ、紅斑スコアは0.25だが3日で完全に回復、浮腫スコアは0だったとの報告がある(NICNASIMAP Acc.Jun(2018)、REACH登録情報 Acc.Jun(2018))。
- (4)ウサギの皮膚刺激性試験(OECDTG404相当、GLP準拠)で本物質を24時間適用したところ、紅斑スコアは0.96だが7日で完全に回復、浮腫スコアは0だったとの報告がある(NICNASIMAP Acc.Jun(2018)、REACH登録情報 Acc.Jun(2018))。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

【分類根拠】

(1)、(2)より、区分外(国連分類基準の区分3)とした。

【根拠データ】

- (1)ウサギの眼刺激性試験(OECDTG405相当、n = 6、GLP準拠)で本物質を適用したところ、24～72時間の平均スコアは角膜混濁で0(6/6匹)、虹彩炎で0.33(2/6匹)であり、7日で完全に回復したとの報告がある(NICNASIMAP Acc.Jun(2018)、REACH登録情報 Acc.Jun(2018))。
- (2)ウサギの眼刺激性試験(OECDTG405相当、n = 6)で適用したところ、24～72時間の平均スコアは角膜混濁で0.17、虹彩炎で0.17、結膜発赤で0.94、結膜浮腫で0.67であり、7日で完全に回復したとの報告がある(NICNASIMAP Acc.Jun(2018)、REACH登録情報 Acc.Jun(2018))。

呼吸器感受性

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

皮膚感受性

【分類根拠】

(1)～(5)より、本物質はヒトに対して皮膚感作性を有すると考えられるため、区分1とした。

【根拠データ】

(1)ジスルフィラム錠を取り扱った40歳女性看護師の前腕と顔面に10カ月間断続的に皮膚炎がみられ、ゴム手袋を着用後にも悪化したが、休日や週末に回復し、パッチテストを行ったところ本物質やチウラム混合物に陽性反応を示したとの報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(2)本物質は皮膚感作性を有するだけでなく、ジチオカーバメートと交差反応するとの報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(3)接触性皮膚炎が疑われた作業員408人に対してゴム化学品に対するパッチテストで185人に反応がみられ、うち92人が本物質に対して反応を示したとの報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(4)ヒト2,260人に対する感作性試験で108人(4.8%)に本物質に対する反応がみられ、うち78人にはチウラム製剤の成分に対する反応性もみられたとの報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(5)接触性皮膚炎患者3,851人に対するパッチテストで、145人(3.8%)にチウラム製剤に対して反応が、さらにそのうち35人中9人(29%)で本物質に対する反応がみられたとの報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

【参考データ等】

(6)厚生労働省は本物質を皮膚感作性ありと結論づけている(厚労省初期リスク評価書(2018))。

(7)EUCLPでは本物質をSkinSens.1に分類している。

生殖細胞変異原性

【分類根拠】

(1)～(3)より、ガイダンスに従い分類できないとした。

【根拠データ】

(1)In vivo体細胞変異原性試験では、ラットの染色体異常試験、マウスの小核試験で陰性であった(厚労省初期リスク評価書(2018))。

(2)In vivo遺伝毒性試験では、マウスの骨髄と精原細胞を用いた姉妹染色分体交換(SCE)試験において、SCE数の増加が報告されている(NICNASIMAP Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(3)in vitro体細胞変異原性試験では、ヒト末梢血リンパ球による染色体異常試験で陰性、マウスリンフォーマ試験で陽性であった(厚労省初期リスク評価書(2018)、DFGOT vol.5(1993)、ACGIH 7th(2001)、NICNASIMAP Acc.Jun(2018))。

【参考データ等】

(4)その他in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験では陰性、哺乳類培養細胞の姉妹染色分体交換試験、DNA鎖切断試験で陽性であった(厚労省初期リスク評価書(2018)、DFGOT vol.5(1993)、ACGIH 7th(2001)、NICNASIMAP Acc.Jun(2018))。

(5)厚生労働省は本物質の遺伝毒性は判断できないと結論している(厚労省初期リスク評価書(2018))。

発がん性

【分類根拠】

発がん性に関して、利用可能なヒトを対象とした報告はない。

(2)～(4)の初期の試験結果は信頼性が不十分と判断されたため、(1)の既存分類も踏まえ分類できないとした。なお、厚生労働省は本物質のヒトに対する発がん性については判断できないと結論している(厚労省初期リスク評価書(2018))。

【根拠データ】

(1)国内外の分類機関による既存分類では、IARCがグループ3(IARC12(1976))、ACGIHがA4(ACGIH 7th(2001))に分類している。

【参考データ等】

生殖毒性

(2)2系統のマウスに100mg/kg/dayを4週齢まで、その後323ppmで約78週齢まで混餌投与した試験で、1系統の雄に肺腺腫及び肝腫瘍(ヘパトーマ)の増加、他1系統の雄に皮下の線維肉腫の増加がみられた。化学物質経口投与後の皮下の線維肉腫は極めて異例で、上記の知見には疑問があるとIARCは指摘している(IARC12(1976)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(3)雄ラットに本物質を週2回強制経口投与(500mg/kg/week、投与期間不記載)した試験で、平均生存期間が65週間で2例に精巢の良性間細胞腫がみられたが、IARCのワーキンググループは試験期間の不十分な試験と指摘した(IARC12(1976)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(4)雌雄ラットに300又は600ppmを107週間、雄マウスに500又は2,000ppm、雌マウスに100又は500ppmを108週間混餌投与した発がん性試験において、ラット、マウスの雌雄の投与群に用量相関性のある体重の低値が試験期間を通してみられたものの、発がん性は認められなかった(NTPTR166(1979)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

【分類根拠】

(1)のヒトに関する報告や、(2)の動物実験の報告からは、催奇形性の確定的判断は困難であり、その他発生影響は分類根拠とすべき所見はないと判断される。一方で(3)より、ラットの2世代試験において、親動物の一般毒性用量で児動物数の減少がみられたことから、区分2と分類した。なお、厚生労働省は催奇形性や胎児毒性に重きをおいた評価として、本物質の生殖毒性は判断できないと結論付けている(厚労省初期リスク評価書(2018))。

【根拠データ】

(1)本物質の摂取に伴う出生児の奇形(内反足、顔面奇形、あざらし肢症など)が複数報告されているが、他の物質の影響を除外することが困難であり、本物質がヒトへの催奇形性を有するとは判断できないと指摘されている(厚労省初期リスク評価書(2018)、DFGOT Acc.Jun(2018))。

(2)妊娠ラット、又は妊娠マウスの多くの発生毒性試験で、胎児体重の低値や骨化遅延など胎児毒性を示すデータはあるが、奇形発生の増加を示唆する報告はない(厚労省初期リスク評価書(2018)、DFGOT Acc.Jun(2018))。

(3)ラットの混餌投与による2世代試験では、500又は1,000ppmの投与により親動物に体重増加抑制と交配一組当たりの同腹児数及び産児数の減少がみられた(厚労省初期リスク評価書(2018)、DFGOT Acc.Jun(2018))。

【参考データ等】

(4)本物質は慢性アルコール中毒に対する抗酒薬として使用されているが、妊婦に対する安全性が確立されていないため、妊婦又は妊娠している女性に対しては禁忌とされている(医療用医薬品集2018(2017))。

(5)妊娠ハムスターに経口投与、妊娠モルモットに経口投与した試験では奇形発生がみられているが、溶媒の影響や用量相関性の検討が不十分等の理由により、結果の解釈は難しい(厚労省初期リスク評価書

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

【分類根拠】

(1)~(3)より、本物質の急性ばく露による標的臓器(所見)は複数の症例でみられた神経系(抑うつ、反射・痛覚消失、神経障害など)、腎臓(アルブミン尿)と考えられ、区分1(神経系、腎臓)とした。なお、消化管(嘔吐など)は1例のみの症例報告のため、標的臓器とはしなかった。

【根拠データ】

(1)本物質3gを経口摂取し、急性中毒症状を生じた10歳の少女の症例では20時間後に眠気、瞳孔散大、2日目に嘔吐、不安、抑うつ、4日目に運動失調、アルブミン尿を伴う腎盂腎炎、3~6日目に記憶喪失との報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(2)本物質10gを経口摂取10時間後に意識消失、チアノーゼ、呼吸困難、反射及び痛覚の消失を示した3歳7カ月の小児の症例、本物質10gを摂取した24歳の女性が悪心、嘔吐、胃腸炎、頭痛、運動失調、アルブミン尿の増加を示したとの報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

(3)本物質10gを摂取した15歳の少年では眼振、痙攣、昏睡など神経障害、記憶・認知障害がみられた報告がある(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)【分類根拠】

(1)~(2)のヒトの知見から区分1(神経系、心血管系、消化管、肝臓)、(3)から区分1(甲状腺)に分類できる。よって、区分1(神経系、心血管系、甲状腺、消化管、肝臓)とした。

【根拠データ】

(1)本物質は慢性アルコール中毒に対する抗酒薬である。重大な副作用は、精神神経系障害で、まれに重篤な脳障害(見当識障害、記憶障害、錯乱等)が現れたとの報告がある。また、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP、LDH、ALP、ビリルビン等の上昇を伴う肝機能障害、黄疸が現れることがある(医療用医薬品集2018(2017))。

(2)その他の副作用は消化管障害(悪心、嘔吐、腹部痙攣、下痢、便秘)、神経障害(眠気、頭痛、多発性神経障害、末梢神経炎)、心血管障害(蒼白、低血圧、血管拡張、頻脈、不整脈、心筋梗塞)、非常にまれではあるが、肝機能障害、肝炎、黄疸を呈し、重篤な場合には肝性昏睡をきたし死亡する症例の報告がある(厚労省初期リスク評価書(2018))。

(3)ラットに本物質25mg/kg/dayを30日間経口投与(90日換算:8.3mg/kg/day、区分1の範囲)した結果、甲状腺の重量増加と過形成がみられた(DFGOT Acc.Jun(2018)、厚労省初期リスク評価書(2018))。データなし

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性	短期(急性)	データなし
水生環境有害性	長期(慢性)	データなし
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないように十分注意すること。
汚染容器及び包装	関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	非該当
UN No.	
Proper Shipping Name	
Class	
Sub Risk	
Packing Group	
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code.	Not applicable
航空規制情報	非該当
UN No.	
Proper Shipping Name	
Class	
Sub Risk	
Packing Group	
国内規制	
陸上規制情報	非該当
海上規制情報	非該当

国連番号
 品名
 国連分類
 副次危険
 容器等級
 海洋汚染物質 非該当
 MARPOL 73/78 附属書II 及び
 IBCコードによるばら積み輸送
 される液体物質
 航空規制情報 非該当
 国連番号
 品名
 国連分類
 副次危険
 等級
 特別の安全対策
 緊急時応急措置指針番号 なし

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【297 テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)】
 テトラエチルチウラムジスルフィド<ビス(ジエチルチオカルバモイル)ジスルフィド>
 含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第354号 テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)】
 テトラエチルチウラムジスルフィド<ビス(ジエチルチオカルバモイル)ジスルフィド>
 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第354号 テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)】
 テトラエチルチウラムジスルフィド<ビス(ジエチルチオカルバモイル)ジスルフィド>
 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)【テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)】
 テトラエチルチウラムジスルフィド<ビス(ジエチルチオカルバモイル)ジスルフィド>

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【テトラエチルチウラムジスルフィド【ジスルフィラム】】

テトラエチルチウラムジスルフィド<ビス(ジエチルチオカルバモイル)ジスルフィド>

化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)【41 テトラエチルチウラムジスルフィド】

16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース ezCRIC+
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。